

# 赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 5 年 3 月 17 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、赤坂有限責任監査法人（法人番号 2010405007439、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

## 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、アドバイザー業務を行う関係会社及び税務業務を行う関係法人（以下、併せて「関係会社等」という。）と共にグループを構成し、当該グループを一体的に運営することで、当監査法人の社員及び職員が、監査・税務・アドバイザー業務をバランスよく実施して、働き甲斐のある人間らしい仕事を行い、社会の持続可能な経済成長に役立っていくことを目指すとしている。

しかしながら、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、法人運営に関する重要事項に関し、社員間での十分な審議・検討を経ない業務運営を行うなど、社員間の相互牽制・相互監視機能を重視する意識が欠如している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、内部規程等の整備・運用を含め、適正な監査品質の確保に向けた実効的かつ組織的な業務管理態勢を構築できていない。

また、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、他の社員が実施した個別監査業務の品質を批判的に検討する姿勢に欠けるなど、法人全体における監査品質を改善・向上する意識が不足している。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、監査調書の査閲、監査業務に係る審査、定期的な検証、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善施策等の実施に際し、法人全体の監査品質の改善・向上に向けた社員としての職責・役割を十分に果たしていない。

さらに、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、関係会社等を通じて非監査業務を広範に展開する中で、個別監査業務の実施に際し、監査品質を重視する意識が希薄なものとなっている。このため、法人代表兼品質管理担当責任者を含む各社員は、主体的に監査業務に関与する姿勢が不足しているほか、自らを含む監査実施者において、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が不足していることを認識できていない。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査など、品質管理態勢において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められている。

## 2. 品質管理態勢

### (関係会社等との取引)

当監査法人は、関係会社等からの業務委託に係る取引価額が、委託された業務量や、従前受領してきた委託業務報酬の額等に照らして適切な金額であるかについて検討していないほか、関係会社等との重要な取引の実施について社員会で決議していないなど、適切な品質管理態勢を構築していない。

また、当監査法人は、アドバイザー業務を行う関係会社からの業務委託に係る対価について、収益として計上することなく、人件費から控除する会計処理を行っており、費用の項目と収益の項目との直接の相殺を禁じ、総額表示を原則とする、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に則した会計処理を行っていない。

### (品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

当監査法人は、日本公認会計士協会が実施した令和3年度品質管理レビューにおいて、品質管理態勢及び個別監査業務に関する複数の不備を指摘されている。当監査法人は、当該品質管理レビューでの指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置を講じたとしている。

しかしながら、当監査法人においては、当該指摘事項についての再発防止に向けた改善措置が実効性のあるものとして講じられていない。そのため、今回の審査会検査においても、当該指摘事項と同様の不備が複数検出されている。

### (監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが行った、不正による重要な虚偽表示リスクや特別な検討を必要とするリスクに関する重要な判断、独立性に関する評価等について、業務執行社員等との討議や関連する監査調書の検討を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断とその結論には問題がないものとして、審査を完了させている。そのため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を審査で指摘できていない。

このほか、内部規程の整備及び運用、法令等遵守態勢、情報管理態勢、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の教育・訓練、社員及び職員の評価・報酬、監査調書の査閲及び整理、品質管理のシステムの監視に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、関係会社等との取引、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況、監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

## 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準の要求事項に対して形式的にでも検討していれば、監査の基準等が要求する監査品質を満たすことができると考えており、監査の基準や現行の監査の基準が求める手続の水準に関する各人の理解が不足していることを自覚できていない。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社の特性に応じたリスク評価を適切に実施していないほか、被監査会社の主張を批判的に検討していないなど、監査の実施に当たり、職業的専門家としての懐疑心を十分に発揮していない。

さらに、業務執行社員は、監査業務を担当できる社員の数が少数にとどまっている状況の下、非監査業務にも多くの時間を割く中で、担当する監査業務に十分な時間を確保しないため、担当する監査業務の実施に当たり、監査補助者からの説明と自らの理解とが合致しているかを確認するにとどまるなど、担当する監査業務への主体的な関与が不足して

いる。

これらのことから、不正リスクの識別、収益認識に関する不正リスク対応、出資金及び債権の評価、固定資産の減損及び関連当事者との取引に係る監査手続が不十分、未訂正事項の検討が不適切といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要な虚偽表示リスクの識別、仕訳テスト、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、棚卸資産の評価、未払有給休暇の検討、企業が作成した情報の利用、経営者が利用した専門家の検討、類似取引の検証、過年度に入手した情報の利用、助成金返還損失引当金の検討、IT全般統制の評価、個人情報取り扱い、注記の検討、独立性の確認、内部統制報告書及び監査役等とのコミュニケーションに係る監査手続が不十分、さらに、特別利益に係る実証手続、前払費用に係る実証手続、四半期レビューの計画審査、経営者確認書及び監査報告書のその他の事項区分の検討が不適切といった広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査課  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)